

「誓約書」提出のお願い

土木研究所に勤務される皆様

令和5年4月3日
国立研究開発法人土木研究所
総括管理責任者
(企画部長(つくば))
(研究調整監(寒地))

土木研究所では、武器や軍事転用可能な技術や貨物が、我が国及び国際的な平和と安全を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐため、安全保障輸出管理を行っています。

ついては、研究所の指揮命令下にある居住者に対して、土木研究所で新たに勤務される方に外国為替及び外国貿易法と所内規程に基づく誓約書の提出を求めています。何卒、ご理解、ご協力頂き下記提出先に提出頂きますようお願い申し上げます。

【提出先】

区分	つくば	寒地
役員・常勤職員	総務課 人事担当	管理課 人事担当
非常勤職員	職員課 非常勤担当	管理課 労務担当
交流研究員	研究企画課 人事担当	企画室
派遣労働者	会計課 契約第二担当	経理課 契約担当

【問い合わせ先】

上記の提出先もしくは下記までお願いします。

<つくば> 企画部 研究評価・国際室
住所：茨城県つくば市南原1番地6
連絡先：029-879-6751

<寒地> 寒地土木研究所 企画室
住所：札幌市豊平区平岸1条3丁目1番34号
連絡先：011-841-1636

誓約書

外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

申請年月日： 令和 年 月 日

申 請 者： 住所

氏名（自署）

私は、国立研究開発法人土木研究所が「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成 4 年 12 月 21 日付け 4 貿局第 492 号。以下「役務通達」という。）の 1（3）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び第 2 項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、国立研究開発法人土木研究所の法令遵守のため、役務通達の 1（3）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- ☐ 以下の①に該当します。
- ☐ 以下の②に該当します。
- ☐ 以下の①及び②に該当します。
- ☐ 以下のいずれにも該当しません。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）

（イ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

（ロ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の 50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち 25%以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者

以上